

<新型コロナウイルス感染症>

検査を受けるまでの流れが変わりました

茨城県では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者に対応可能な診療・検査医療機関を指定いたしました。発熱などの感染を疑う症状がある場合、直接地域の診療所等で検査あるいは診療を受けていただけるような体制に変わります。

かかりつけ医がある場合

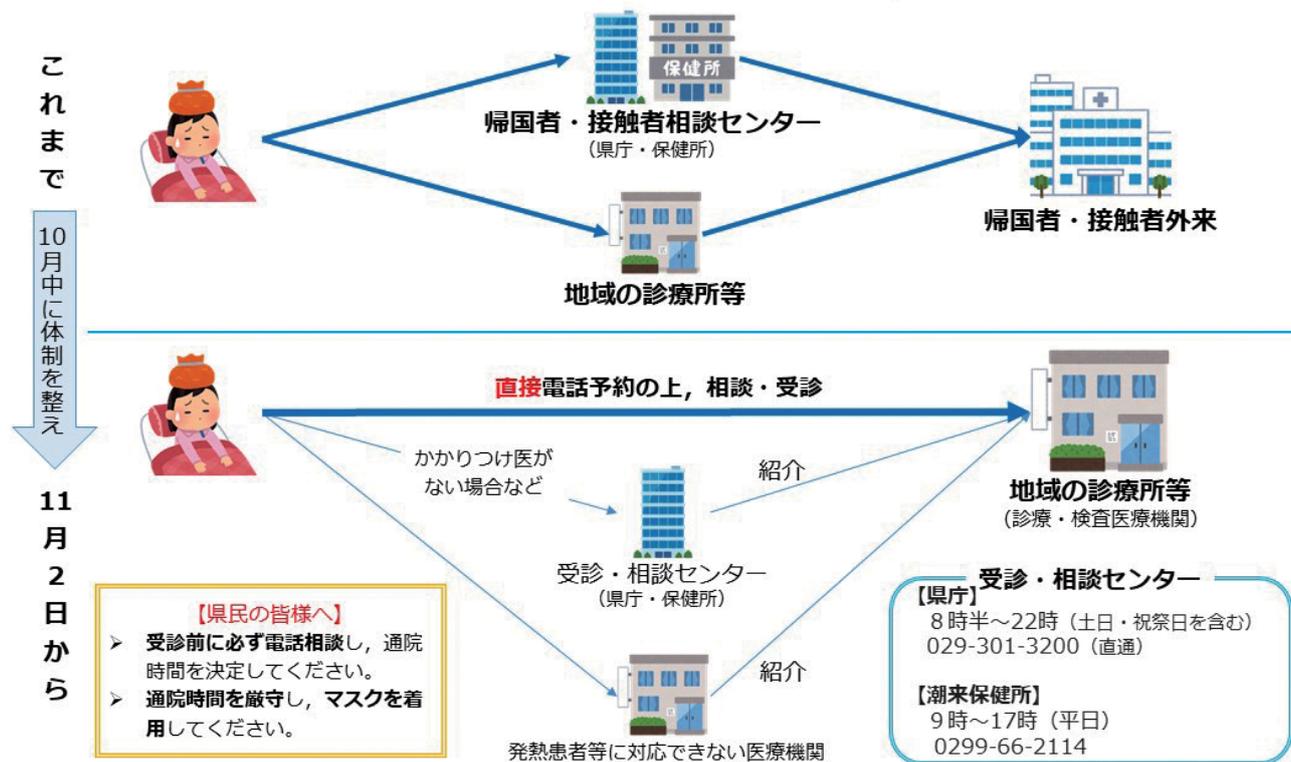
- ①かかりつけ医に電話相談
(発熱患者等に対応できない場合は、診療検査が可能な地域の診療所等を紹介)
- ②マスクを着けて指定された時間に受診

かかりつけ医がない場合

- ①下記のどちらかに電話相談
 - ・茨城県の受診・相談センター：☎029-310-3200
(土日・祝祭日を含む 午前8時30分～午後10時)
 - ・潮来保健所：☎66-2114 (平日 午前9時～午後5時)
- ②紹介された診療検査が可能な診療所へ、マスクを着けて指定された時間に受診

インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直し

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築



【お問合せ】 かすみ保健福祉センター「ひまわり」 ☎64-5240